

13. 税制

以下は、2017年1月1日の現行のチェコ税制に基づく租税一覧表であるが、二重課税防止条約により修正の場合がある。

現行のチェコ税制は1993年1月に導入され、急速な経済発展に対応するため、頻繁な法改正が行なわれている。

2017年のチェコに於ける納税者には以下の税が課せられる：

項目	税率
法人税	標準税率は19%、基本的な投資ファンドは5%、年金基金は0%の法人税が適用される。 源泉税率は、5%、15%、35%である（詳細はファクトシートNo. 14「法人税と減価償却」）
個人所得税	2016年は一律15%。ただし、高所得者は7%の連帯附加税が課される。
付加価値税(VAT)	10%（特定の書籍、乳児食、特定の医薬品）、15%（食料品、 飲食サービス 、特定の書籍、特定の医薬品、特殊ヘルスケア用品）、21%（大部分の商品とサービス）
物品税	ガソリン、石油派生品、アルコール（ビール、ワイン、その他）、たばこ
道路税	ビジネス目的に利用する場合、乗用車は1,200 CZK - 4,200 CZK、トラックは1,800 CZK - 50,400 CZK
不動産税	不動産の種類、場所、用途により異なる。
不動産取得税	一律4%
相続税及び贈与税は廃止	2014年1月1日より相続及び贈与による収入は、所得税の対象となった。
エネルギー税	2008年1月1日より電力、天然ガス及びその他のガス、固形燃料供給に課せられた。

法人税と個人所得税

チェコにおける税法上の居住者の場合は全世界所得が、チェコにおける税法上の非居住者の場合はチェコ源泉の所得のみが、法人税または個人所得税課税対象となる。

個人は、チェコ国内に永住用の住居（すなわち、永久に居住する意思が読み取られる住居）または「通常の住居」（すなわち、暦年183日以上滞在するチェコ共和国内の住居）がある場合、チェコにおける居住者とみなされる。

法人とは、チェコ国内に法人登録してある場合、または実質的に運営されている場所がチェコ国内に所在する場合、税法上の居住者とみなされる。

法人税

法人税及び減価償却については、後述ファクトシートNo. 14を参照。

チェコ非居住法人—恒久的施設 (Permanent Establishment)

恒久的施設とは、法人ではないものの、外国法人の課税対象ではあるが、チェコ国内での所得が課税される。

チェコ国内でのサービス提供

外国企業の出向者がチェコで連続12ヶ月のうち6ヶ月以上サービスを提供している場合、外国企業の恒久的施設と認定される。各出向者が外国企業の実在として見なされる。各国の二重課税防止条約により恒久的施設設置に関する条件が異なることがある。

チェコ国内所在の施設

外国企業がチェコ国内で商業施設（事務所、作業場、生産施設、販売店等）を設けた場合も、恒久的施設と見なされる。

各国の二重課税防止条約によりチェコにおける外国企業の恒久的施設設置に関する条件が異なることがある。とりわけ、商業施設を通じて実施される活動が準備的・付帯的な性質を持つ場合、耐久的施設とは見なされない可能性もある。

代理店

外国企業が代理店を通じてチェコ国内でビジネス活動を行う場合も恒久的施設と見なされる可能性がある。代理店とは、外国企業に拘束力のある契約を締結する権限を持つ人（権限を行使する人）を意味する。

個人所得税

税務上の非居住者は、原則として滞在日数が連続する12ヶ月間のうち183日未満の場合、チェコ国内で提供した仕事に対し外国雇用者から受けた給与**所得**は課税対象とならない。但し、チェコ国内にある**恒久的施設**を通じて行われた役務を源泉とする所得は免除されない。

駐在員の課税

課税所得は給与所得（住宅手当、社用車個人使用等の諸手当を含む）、事業所得、投資収入、賃貸収入、その他の収入を含む。一般的に、金銭的収入・非金銭的収入の両方が課税される。

所得申告は、申告対象期間の終了から3ヶ月以内（または、公認税理士に申告業務を正式委任した場合は6ヶ月以内）に所轄税務署にて行なわなければならない。

チェコ企業または外国企業のチェコ支店に直接に雇用された外国人駐在員は、雇用初日からその雇用所得が課税対象となる。チェコ企業または外国企業のチェコ支店が駐在員の所得から毎月源泉徴収する。一般的には、上記のような雇用契約に基づく所得以外の収入がなければ、雇用者が駐在員の所得申告に替えて、期末の税申告ができる。

外国企業が役務契約の下でチェコ企業に駐在員を派遣した場合、派遣された者は所轄税務署に個人納税者として届け出なければならない。その所得は所得申告を通じて課税される。駐在員は、前年度の課税額に応じて半年毎または四半期毎に予定納税を行う義務がある。

2017年の個人所得税率は15%の一律税率である。総雇用所得は、チェコ国内の実質あるいは想定される社会保険料及び健康保険料（雇用者負担）を雇用による総所得に上乗せたもの（いわゆるスーパーグロス給与）から納税額が計算される。よって、実効税率は15%より高い。

2013年には、連帯附加税が導入された。この連帯附加税は、給与所得及び自営業所得の課税基準にのみ適用される。社会保険料算定基礎の上限額（1,306,560 CZK）を超えた課税基準額の7%が課される。7%の連帯附加税を納める納税者は、2017年に個人所得税申告を提出する義務が発生する。

社会保険料及び健康保険料

2017年の社会・健康保険料負担は、被雇用者が税込給与額の11%、雇用者がその34%をチェコ社会保障・健康保険庁へ拠出しなければならない。

被雇用者の所得は、EU法或いは二国間社会保障協定の定めにより免除されない限り（例えばA1認証/社会保険加入証明書）、チェコの強制社会・健康保険料支払い（被雇用者と雇用者の負担分両方）が義務付けられている。

保険区分	雇用者負担 (%)	被雇用者負担 (%)
健康保険	9.0	4.5
年金保険	21.5	6.5
失業保険	1.2	0.0
疾病保険	2.3	0.0
合計	34.0	11.0

2017年度の社会保険料の算定基礎となる所得上限年額がチェコ平均月収の48ヶ月分（すなわち1,306,560 CZK）です。健康保険料の上限金額は廃止となった。

付加価値税（VAT）

チェコの付加価値税法は、EU VAT指令に基づく。

一般的に以下の取引がVATの対象となる。

——チェコ国内での財貨供給およびサービス提供

——チェコへの財貨の輸入及びチェコ国内における他のEU加盟国からの財貨の取得

一般的に、企業はインプットVAT（仮払いVAT）の還付申請ができる資格がある。一定の国内供給はVAT免除対象でありインプットVATを還付申請できる資格が伴わない（例えばヘルスケア、教育、金融サービス、保険サービス、不動産の長期賃貸）。

チェコからEUへの輸出品と供給品はVATの対象外であり、インプットVATを回収できる権利が与えられている。一般的には、チェコ国外に設立した企業に提供されるサービスはチェコではVATの対象にならない。一方、外国からサービスを受けた場合、“リバースチャージ”と呼ばれる方法に基づきVATの申告を行う必要がある。

VATには三つの税率がある。

- ほとんどの商品及びサービスに適用される 21%、
- 一部の商品・サービス（食品、飲食サービス、特定の書籍、特定の医薬品、特殊のヘルスケア用品）に適用される15%
- 一部の商品（特定の書籍、乳児食、特定の医薬品）に適用される10%である。

チェコに所在地を構えている企業は、連続する12ヶ月間の売上がCZK100万（約40,284 USD）を超えた場合は、VAT納税者として税務署に登録しなければならない。

所在地を構えていない企業の登録義務は、所定金額の規定はないものの、以下の場合に発生する：

- チェコのVATの対象となる供給を実施している（VATの申請・納税義務が受益者に移る場合を除く）、
- または
- チェコから他のEU加盟国へ財貨を供給している。

特定の状況下で、VAT納税者として登録していない企業が受領した財貨またはサービスによりVAT納税義務が発生し、VATの納税対象者として特定された主体となる。VATの納税対象者となったものは、受領した供給に関するVATのみを支払い、関連するインプットVATを還付申請する資格が伴わない。

納税期間（申告期間）は1ヶ月が基本です。特定の条件（昨年の売上げが1000万CZKを超えなかった場合）を具備すれば、四半期での納税（申請）を選ぶことができる。

物品税

チェコ国内で製造された、またはチェコへ輸入された炭化水素燃料、潤滑油、スピリッツ、蒸留酒、ビール、ワイン、タバコ（以下「課税対象物品」という）に課せられる。税額は製品の一定単位当たりで定められ、生産者または輸入者が支払う。タバコ（紙巻タバコ）の場合は、定額と小売価格の何割かを合計した額になる。

課税対象物品は、物品税課税留保制度により製造・移送・保管することが可能。すなわち、これらの物品が自由流通へ開放するまで税金納付が延期される。

エネルギー税

エネルギー税の納税者は、チェコで最終消費者に電気、天然ガス及びその他のガス、固形燃料（以下まとめて「エネルギー」という）を販売するサプライヤーまたは配電・送電系統運用者である。課税免除されたエネルギーを免税対象以外の目的で使用する場合、または免税エネルギーを使用するものもエネルギー税を納税する義務がある。

電力税はMW/h当たり28.30CZK。ガス税は利用するガスの種類、利用目的、課税発生時期によりMW/h当たり30.60CZKから264.80CZKと異なる。固形燃料の利用には8.50CZK/GJの税が課せられる。最終消費者は、特定の目的でエネルギー商品を使用する場合は、税免除を申請できる。

道路税

道路税は、チェコで登録され業務用に使用される道路車両とそのトレーラーに課税される。税金は、乗用車の場合は排気量、その他の商用車は重量と駆動軸の数に応じて計算される。納税額は、排気量 800cc 以下の 1,200CZK から、3000cc 以下の 4,200CZK までとなり、36 トン以上のトラックの場合は、1,800CZK から 50,400CZK までの範囲である。課税期間は、暦年となっている。

12 トンまでの貨物車両のうち電気あるいはハイブリッドエンジンを採用したもの、または LPG（液化石油ガス）、CNG（圧縮天然ガス）か E85 燃料を使用するものは、道路税免税対象となっている。

道路税申告は、課税年度の翌年の 1 月 31 日までである。

不動産税

不動産税は、土地と建物（全体や一部）に課せられ、当該課税年度の 1 月 1 日の状態による。不動産税は通常、所有者によって一年分として納付されるが、不動産の使用者または賃借者が納税する場合もある。全ての納税者は、当該課税年度の翌年の 1 月 31 日までに所轄税務署に納税申告書を提出しなければならない。初年度以降は、税額の計算に係る条件が変わった場合のみ申告しなければならない。

土地税は、土地台帳に登録された区画に対し、その所有者、場合によっては借地人または使用者に課税される。建設用地 1 m² 当たり単価は 2CZK（土地の所在する市町村に基づく価格指数により調整される）となっており、その他の土地は 1 m² 当たり 0.2CZK です。農用地は、その価値に応じて課税される。また、商業用の舗装された土地（一般的に平板構造物のある土地）の税額は、1 m² 当たり 1CZK（農用地の場合）或いは 5CZK（その他の商業用地の場合）となっている。これらの税率は、駐車場やプラットフォーム、所定の道路等に課せられる。

建物税は、登記された建築物敷地面積に応じて課税される。商業用建物の場合、1 m² 当たり 2CZK から 10CZK であり、住居と車庫の場合は、1 m² 当たり 2CZK から 8CZK である。また、建物の敷地面積の 3 分の 1 を超える各階毎に 1 m² 当たり 0.75CZK の追加課税がある。

不動産税の最終税額は、不動産の所在する地域係数（市町村の決める係数）を乗じて得られる。

不動産取得税

不動産取得税は、以下のいずれか高い方の一律 4% が課せられる：

- ・ 不動産の取得価額、または
- ・ 比較価格の 75%（鑑定人の定めた通常市場価格または、指針に従って場所と規模と不動産の種類を踏まえた市場価格）

2016 年 11 月 1 日現在から、購入者が不動産所得税の支払い義務を負うこととなった。但し、合併や会社分割といった特定取引の場合は、不動産取得税が免除される。

相続税、贈与税、免税所得

2014 年 1 月 1 日から相続税及び贈与税は、廃止となり、そのような所得は所得税対象となった。相続は通常免税となり、贈与は所定の家族間で実施される場合免税となる。

2015 年 1 月 1 日から、一人の所得のうち 5,000,000 CZK（約 201,418 USD）を超えるあらゆる非課税所得を納税者が申告することが義務付けられている。この申告は、課税期間末から 3 ヶ月以内（または、公認税理士が税金申告手続きを託された委任状を提出した場合は 6 ヶ月以内）にする必要がある。

地方税

従来、チェコ共和国では地方税を課していない。ただ、企業廃棄物や温泉、宿泊施設、TV、ラジオの利用関連ビジネスに関して一部地方税を課している場合がある。